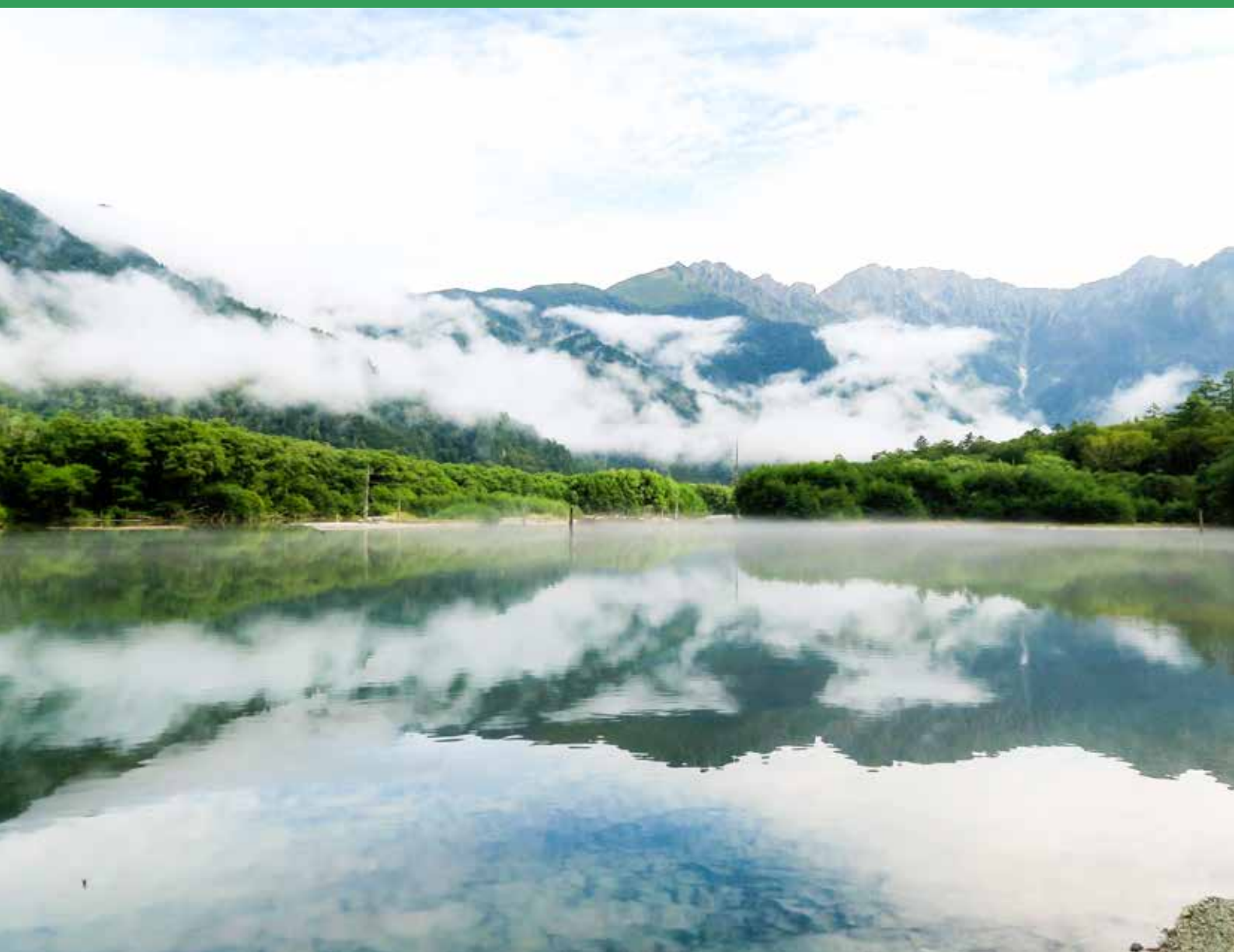


令和元年11月5日発行 通巻256号(発行／一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2019
11
Vol.256



上高地



表紙●上 高地
撮影●永田 一雄
(広報副委員長)

目次

巻頭コラム「風」 「皆様に感謝」 第一組織委員長 岩野 亮一	2
第43次会員増強79%に向けての挑戦 第43次会員増強運動について	3
令和元年度組織委員会主催署長講演会	4
令和元年度税を考える週間関連行事予定	5
令和元年度税を考える週間街頭広報	6～7
広報委員会 日本銀行研修	8～9
サービス事業委員会 特集 Vol.6 正副委員長へ取材	10～11
税制委員会「税制講演会」 贈与税・相続税の事業承継制度について	12
第5ブロック 「江北支部・属支部合同 税務研修及び会員交流会」 「江北支部・属支部合同 役員税務研修・ 会員増強出陣式」	13
入谷支部／栗原栄町支部	14
加賀鹿浜支部／関原支部	15
法人会全国大会 三重大会	16
税を考える週間講演会	17
西新井法人会 社会貢献委員会からのお知らせ	18～19
青年部会「家族交流会」	20～21
女性部会 「スマートフォン研修会」 「社会貢献活動」	22
西新井税務署からのお知らせ	23～25
足立都税事務所からのお知らせ	27
警察だより 消防署だより	28
東京税理士会	29
催しものインフォメーション 決算法人説明会・新設法人説明会 表紙のことば／編集後記 税務無料相談室	30

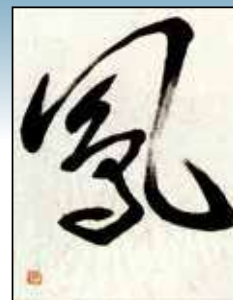


皆様に感謝

第一組織委員長

岩野 亮一

巻頭コラム



小川 節子 書

本年5月より、第一組織委員長を仰せつかりました岩野と申します。舎人支部長も兼務しております。

私の生まれは、福島県浪江町です。東日本大震災では、原発事故で甚大な被害を被り、多くの方がニュース等で耳にしたのではないかと思います。震災から8年半余り経とうとしておりますが、父の実家の浪江町の親戚は町を離れ遠方に新居を構えている次第です。田舎にはお墓だけが残し、何とも寂しい限りです。私も、盆、正月のみの帰省になってしまい、田舎の川での魚とりや、海で友達と遊んだことが本当に懐かしく思い出されます。

私の父は田舎で営林署勤務でしたが、昭和38年に東京で土木業を始め、その努力は凄まじいものがあつたと思います。

当時(1964年)のオリンピックの前年でしたので、2020年のオリンピックに向けての今は、更なる思いがこみ上げてきます。私も、父に連れられよく現場にも行きました。

父が引いてくれた二本のレールの上を、ただ黙々と邁進してきた私にとって父への感謝は、計り知れません。今、私があるのもまた全ての状況で父の七光りと言われても過言ではありません。

人生は色々ありますが、ゴルフに例えれば、OBになるボールが木に当たりフェアウェイの真ん中に戻って来こともあります。今まで、人生において、大けがが無かったのも、運が良かったのかなと思っております。

西新井法人会では、厚生委員で6年間お世話になり、支部長で6年間。その長い月日の中で多くの皆様に出会えることが出来ました。日帰り研修旅行をはじめ、一泊研修旅行では、舎人支部念願のバス一台で行くことが出来、舎人支部役員並びに、地域の皆様のご協力に助けられ、本当に感謝しております。

法人会の一環であります会員増強においては、世代交代や少子高齢化時代の中、活動の厳しさを舎人支部役員一同味わっております。

法人会本部や、舎人支部年間行事の一環であります日帰り研修、一泊研修旅行、親睦ゴルフを通じて、会員増強のお役に立てればと頑張っている次第です。

私一人では、何も出来ません。皆様に支えられ、ご指導いただければと常々思っております。震災での絆を胸に刻み、多くの人に出会えた法人会の皆様に感謝致します。

西新井法人会の益々のご発展と会員企業皆様方の^{いやさか}弥栄を祈念致しまして、感謝の言葉とさせていただきます。



第43次会員増強79%に向けての挑戦

会長 鈴島 健

一般社団法人西新井法人会会員の皆様には平素より何かとお忙しい中を法人会活動にご理解ご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

昨年は自然災害に見舞われた年でした。

今年も九州のゲリラ豪雨や台風15号が関東に上陸し記録的強風による被害をもたらした2020年にオリンピック・パラリンピックを控える首都の弱点が浮き彫りになり、特に千葉県内では停電が93万戸になり大きな被害をもたらしました。1日も早く復興を迎えられますようにお祈り申し上げます。

明るいニュースもありました。2020年に向けてゴルフで渋野日向子が8月に行われた全英AIG女子オープンで樋口久子以来42年ぶりとなる海外メジャーで優勝しました。

さて、未だ中小企業を取り巻く環境は厳しく、8月の景気ウォッチャー調査によると米国と中国の貿易摩擦や消費税を10月から引き上げることになり内外ともに経済の不透明感が強まっている中、9月11日より第4次安倍再改造内閣が発足し令和の新しい時代の国づくりに挑戦します。

西新井法人会では、例年通り10月1日より11月30日まで組織委員会を中心に会員増強を実施しております。本年度の目標は、前年度と同じ加入率79%以上の設

定として、本部支部役員の方々には大変な努力と御苦勞をお願いすることとなります。前年度は78.9%という結果でしたが、本年度は令和元年の新しい年を迎えて良いスタートができればと期待しております。

なお、平成31年3月末現在稼働法人数7,053社、会員数5,564社、加入率78.9%でしたが、令和元年8月31日現在は法人数7,197社、会員数5,452社で転出、休業、解散、退会など社会情勢を反映して75.8%の加入率となっております。

本年度目標加入率79%を達成するには237社の加入が必要となります。

これからの状況を踏まえ誠に恐縮ではございますがご理解とご協力を賜りたいと思っております。会員5,000社以上の大規模法人会では19年連続全国1位を維持していることは諸先輩方々と皆様方の努力の賜であります。

本年度もその実績を維持し魅力ある法人会を目指し更に気を引き締めて参りたいと思います。

また、本年度も引き続き税務当局及び東京税理士会西新井支部の皆様には特段のご協力をいただきますようお願いを致します。

結びにあたりまして会員様方のご事業益々の繁栄とご健勝をご祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



第43次会員増強運動について

第5組織委員長 齊藤 実

第43次会員増強運動がいよいよ10月1日より始まりました。昨年は、目標にわずかに届きませんでしたが、本年は再度、加入率79%、237社を目標にチャレンジです。

私は過去に税知識に不勉強だったため、税務調査で間違いを指摘され、追徴課税と修正申告を余儀なくされたという苦い経験をしました。以来、税理士さん任せではなく、経営者自身が税法を少しでも学んでいくことが大事なことだと反省しました。

法人会の目的は「良き経営者をめざす者」の集いであ

ります。

経営者として、正しい税知識を身につけ、互いに情報交換し触発し合いながら、企業の繁栄を図っていただけるのが法人会です。そのような良き経営者の仲間を一人でも多く募って行きたいものです。

地域の未加入の方々へ、趣旨を丁寧に説明申し上げ、ご理解をいただき、支部長さんを中心に、支部役員さん、会員さんの皆様と綿密に連携を取りあい、早期の目標達成を果たして参りたいと思います。何卒、一層のご協力よろしくお願い申し上げます。

令和元年度 組織委員会主催署長講演会

署長講演会が、10月3日(木) 午後4時から、西新井法人会館で250名の参加者のもと、盛大に行われました。



第一部 ● 大規模災害時のリスクマネジメント



中尾署長



小金井副会長
(組織担当)

第一部として「大規模災害時のリスクマネジメント～災害から人命と事業を守る減災と縮災への対応」と題してMTRC代表の高橋 勝氏による研修が行われました。

講演に先立ち、主催者を代表して、(一社)西新井法人会 小金井勝利組織担当副会長、六団体を代表して(一社)西新井青色申告会の矢ノ倉利明会長の挨拶のあと来賓並びに主催者が紹介されました。

第二部として西新井税務署の中尾嗣郎署長より「鹿児島 知覧に勤務して」との演題で、講演が行われました。知覧税務署長として一年間赴任し、様々な出会い、ご当地の歴史、名所、名産品等を、学び貴重な経験をされたとしてご披露されました。

中でも、知覧飛行場はかつて激しかった沖縄戦への特攻基地だった。陸軍飛行学校の指定食堂だった富屋食堂(現富屋旅館)の女将トメ(鳥濱トメ)さんは「人生最後に過ごす特攻隊員に、できることは何でもやってあげよう」と、特攻隊員の母となって一心に尽くした。片道分しか燃料を積まずに飛び立つ特攻隊員との逸話「蛍になった特攻隊」のくだりには多くの聴講者が胸を熱くし聞き入っていました。

そのような当時の記録が知覧特攻平和会館で展示されていること、薩摩焼酎 白波の生産工場が知覧にあり、焼酎の一大産地で「杜氏の里笠沙」があり、また、国の名勝である知覧武家屋敷も紹介。そして南九州市役所より知覧観光大使の依頼を受け、知覧の名産としての知覧茶の小冊子と知覧茶のサンプルを聴講者全員に頂きました。

様々な知覧の魅力の多くを語り、観光大使としての役割を果たせたことの喜びの中、講演を結ばれました。出席者の多くは、知覧の魅力にかられ一度は行ってみたいという気持ちになったようでした。

(第5組織委員長 齊藤 実)

令和元年度「税を考える週間(11月11日～17日)」関連行事予定

主催団体名	日付	10月6日	11月10日以前	11月11日～11月17日	11月18日以降
税理士会			10/26 足立区くらしフェスタ (消費生活展) 税の無料相談 【エルソフィア】		
納連			10/3 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【法人会館】		11月下旬 中学生の「税についての作文」展示 【区庁舎アトリウム】 11/27 中学生の「税についての作文」表彰式 【法人会館】 12月上旬 中学生の「税についての作文」展示 【場所:アリオ西新井】 12/11 一日税務署長イベント 【西新井税務署】
青申会	納税六団体共催 ・子ども税金教室 (11:00-11:30) ・子どもクイズ (11:30-12:00) 【ギャラクシティ】		10/3 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【法人会館】 10/1～24 税務研修(支部別) 【各支部住区センター等】		
法人会	・きき酒会 (12:00～14:00) 【参道広場】 ・第十四中吹奏楽部演奏 ①コンサート(境内) (14:10-15:10) ②パレード(参道) (15:15-15:35) 【西新井大師】		10/3 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【法人会館】 10/12・13 あだち区民まつり 税のPR活動と税金クイズ実施 【荒川河川敷「虹の広場」】 10/16 女性部会研修視察 【伊豆堂ヶ島】	11/13 納税六団体共催 納税表彰祝賀会 【法人会館】	11/19 「税に関する絵はがきコンクール」表彰式 【区庁舎2階ホール】 11/22 浅井えり子氏講演会 「走り続けて思うこと」 【法人会館】 12月上旬 「税に関する絵はがき」展示 【場所:アリオ西新井】
間税会			10/3 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【法人会館】 10/12・13 あだち区民まつり 税のPR活動と税金クイズ実施 【荒川河川敷「虹の広場」】 10/25～11/30 歩道橋横断幕掲出 【環七西新井歩道橋】 11/6 「税の標語」コンクール表彰式 【エル・ソフィア】		12月上旬 「税の標語」展示 【場所:アリオ西新井】
酒販組合			10/3 署長 講演会 (法人会主催・4団体後援) 【法人会館】		
税務署			10/26 足立区くらしフェスタ (消費生活展) 税のPR活動 ※足立署と合同 【エルソフィア】	11/13 納税表彰式 【法人会館】	

「税を考える週間街頭広報」

令和元年10月6日(日)／西新井大師境内～参道



お大師様から名曲は響く

西新井税務署とその管内の西新井納税六団体共催による街頭広報活動が行われました。

午前中で雨は上がり、pm2:30 定刻開始、進行のうちに時折日射しも感じる様になりましたが生憎にも「雨対応」でスタートしたセレモニーとなりました。

總持寺総務主任奥僧侶様のご挨拶をいただき、六団体長紹介の後、代表の法人会鈴島会長挨拶、ゲスト紹介と続きました。

足立区立第十四中学校吹奏楽部は玉井先生ご指導の下、昨年もマーチング部門全国大会で金賞を獲得、6年連続のその実力を今年もお大師様の会場で聴く事が出来ました。ショーの展開にも工夫が有り、名曲5曲の他に「きよしのズンドコ節」「川は流れる」を男女の生徒さんが唄い、アニメのテーマソング「ドラえもん」「ちびまる子ちゃん」は鈴をつけたドラえもん・のび太君・しずかちゃん、そしてランドセルを背負ってる子ちゃん・たまちゃん・花輪君とそれぞれの仮装で踊り、「七五三」詣での子供達共々楽しませていただきました。

演奏の合間に地元「玉乃井部屋」の力士より税金クイズ2題をいただき、積極的な生徒さんの解答で盛り上がりました。又、巨東さん、一木さん、芳東さんも終始にこやかでした。

10月より消費税引き上げに伴い、新たに軽減税率制度導入の説明が早くから広報されていたせいでしょうか、会場も税への関心が高まっていた様に思えました。

山門からのパレードのスタート、川原達也さんの観光人力車に乗る俳優の「林与一」さんは演じて踊って、その魅力は今なお旧来のファンを引き付けております。

マーチングリーダーの軽快なパフォーマンス、音楽に同伴する観光・参拝・応援の方々と「税を考える週間」に当り、街頭広報の成果は大きく「税」に関心を抱いていただけたものと感じました。

牡丹園前で最後の演奏に大拍手。ご一緒いたしました全ての皆様お疲れ様でした。(副会長 小川 節子)



林 与一 さん



巨東さん



一木さん



芳東さん



税金クイズに手を上げる十四中の生徒達



ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]
〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。
厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適な
バスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207 で
シンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



本 社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電 話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>



広報委員会では、毎年恒例となりました見学研修会を行いました。今回は日本銀行本店、日本橋本石町2丁目1-1江戸時代には「金座」があった場所です。

現在は日本橋三越の裏手で、銀座線「三越前」を出で左手に望む事ができます。重厚な建物が続き1896年東京駅の設計者として有名な、辰野金吾氏の設計で、明治時代の貴重な近代洋風建築として国の指定重要文化財に指定されています。

本日の見学会は日本銀行東門からの入館です。中に入る為には、身分証明書による本人確認と金属探知機による検査があります。確認がとれた方より入館証をもらい、駅の改札同様にかざして入館となりました。見学のスケジュールとしては、日本銀行紹介のビデオを見た後館内見学となります。皆様は日本銀行と聞くとどの様なイメージが浮かびますか？私などは、お金が沢山ある所、名前のとおり日本の銀行、はたまた子供の時に遊んだおもちゃのお札に日本銀行と書いてあったかしら？などとてもないイメージをしてみたりしました。あまりにも知識がないので事前に調べたところ、日本銀行法では日本銀行の目的を「我が国の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと」

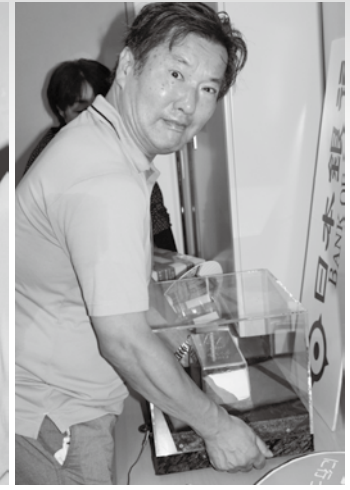
及び「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」と記載されておりました。見学会のビデオを見る事により、①お札を発行し流通、管理する事により偽札が出回らない様に
する②お金の価値を安定させる③金融システムの安全を支える事とわかりやすく解説され、見学会に来た甲斐があったと感心しきりでした。その後は新館の営業場に案内いただき、窓口業務の見学となりましたが、そこは一般の銀行と同じ作りですが来訪者は一般の人ではなく、民間の銀行との事です。すごく広いのですが見学している間は誰も来ることはありませんでした。現在はシステム化によって来訪者は少ないとの事です。奥で作業している行員の方を見ながら、その後も昭和初期の金色のエレベーターに乗り、一億円や金塊を持ったり、触ってみたりと賑やかに内部見学も終わり、本館前で入館証を返却し、集合写真を撮り本日の見学は終了となりました。関東大震災、空襲、東日本大震災においてもびくともしなかった本館でしたが実は現在、免震化工事の為メインである本館見学ができませんでした。来年春頃

再開の予定との事です。日本銀行周辺には、その頃建築された歴史的建造物が数多く残っており、見所が満載ですので大人の社会化見学として皆様いかがでしょうか。

その後懇親会を行い、皆様と親睦を深める事ができました。ご準備下さった皆様ありがとうございました。ご参加の皆様暑い中大変お疲れ様でした。今回の見学会を通して見聞を広める事が出来て本当にうれしく思い、委員会活動の糧になればと思った次第です。

(谷在家皿沼支部 広報委員 福田 和代)







広報委員会では特集として各委員会の取材を行っています。今回は第6弾としてサービス事業委員会の取材を令和元年10月4日、午後2時半より法人会館応接室で行いました。

サービス事業委員会からは木村担当副会長、小泉委員長、野口副委員長、後藤副委員長をお招きして、広報委員会より小川担当副会長、市川委員長、大塚副委員長が出席しました。

サービス事業委員会の基本的スタンス

一般社団法人西新井法人会の「事業基本方針」に従い、事業計画の策定を行い、事業活動を円滑に進め、会館運営を基本に収益事業の立案、研究をして実施することにより、収益拡大を図り財源の強化に努力する

市川広報委員長

サービス事業委員会の方向性や抱負について伺います。
また改善できないかと思う箇所がありましたらお願いします。



小泉サービス事業委員長

小泉サービス事業委員長

サービス事業委員会は、会員の方々に対してメリットがあり法人会に対してもメリットがある、商品やプログラムを提供する委員会と考えています。

既に簡易保険料団体払込制度、火災共済、複写機導入サービス、特別団体保険、ETC コーポレートカード、会館運営などの収益があります。

我々はこのサービスをより充実させていき、より収益が上がるもの、よりメリットのあるものに成長させていきたいと考えております。

また、これから更に多くの商品を提供することを主眼にしており、新たなサービスを探しています。

先日も3社面談しました。これから精査したうえで、委員会に提出し、理事会にてご審議頂き、承認されれば正規のプログラムになります。

この活動を通じて組織を強くしていきたいと考えています。



野口サービス事業副委員長

野口サービス事業副委員長

会員にとっても、法人会にとっても収益ある事業を探していきます。

現在の貸館業務においては「こんなに大きくて使いやすいホールがある」という事を広く周知してもらい、様々な方にご利用頂きたいと思います。

よく「法人会のメリットは？」と聞かれますが、メリットやサービスを知らない方、利用されていない方がたくさんいらっしゃると思っています。

会員企業は5,000社以上あるのに、会員相互の情報が皆さんに周知されていないのが残念です。

広報委員会と協力して法人会のメリットやサービスを広めていきたいと考えています。

後藤サービス事業副委員長

法人会がメリットある企業を精査して、会員と企業のお互いがWIN-WINになるような体制を作って行きたいと思っています。

各支部からの「こういう企業は無いかな?」「こういう商品が欲しいのだから紹介できないかな?」という意見や提案を吸い上げ、法人会員の企業を探したり、西新井法人会管轄内の該当する企業にアプローチして法人会員になってもらったりすることが出来ると思います。

その結果、積極的な支部活動や組織活動、支部の活性化、会員増強にもつながると考えます。



後藤サービス事業副委員長

市川広報委員長

サービス事業委員会は他の委員会と異なり収益に結び付く唯一の委員会だと思いますので、業者サイドとの折衝などご苦労があると思います。

会員に喜ばれるような、また法人会にも利益をもたらすような重要な役割を持った委員会ですのでこれからもよろしくお願い申し上げます。



小川広報担当副会長

役員として会員として、会員増強や会員活動など年間を通して地道な活動をする、その先駆者となるべくサービス事業委員会には大きな意義と役割があると思います。

皆様の活躍を期待しております。

木村サービス事業担当副会長

委員長、副委員長も覚悟をもってやってくれていますので、サービス事業委員会の活動を楽しみにしていただきたいと思っています。

私は皆が動きやすいように、オブザーバーとしてやっていきます。

今後ともサービス事業委員会の活動にご協力をよろしくお願い申し上げます。



木村サービス事業担当副会長



上記以外にも時間が足りないほどの活発な意見交換や提言がありました。

木村副会長、小泉サービス事業委員長、野口サービス事業副委員長、後藤サービス事業副委員長、この度はお忙しい中、本当にありがとうございました。

(広報委員会 副委員長 大塚 光智)



西新井法人会では2Fホールにて4時より58名出席者のもと税制講演会が開催されました。

初めに司会担当の内田税制委員長より開会のことば、木本担当副会長よりご挨拶をいただき、続いて西新井税務署資産課税上席久保朋美様より贈与税・相続税の事業承継制度について講演をいただきました。

法人版事業承継税制は、中小企業の経営者の高齢化に伴う雇用を確保するため、後継者である受贈者・相続人が円滑化法の認定を受けている非上場の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡により、納税が猶予され

ている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

会社の後継者や承継時まで経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、令和5年3月31日までに都道府県知事に提出し確認を受ける必要があります。

「特例承継計画」は、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）に相談の上作成ください。

最後に今回講演いただきました久保様におかれましては、公務ご多忙の中準備いただき誠にありがとうございました。

（税制委員会 副委員長 山崎 純徳）

法人会の

1日人間ドック型式

生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内（封書）を
発送いたしますので参照下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部
東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
TEL (03) 5767-1714（直通）

小規模事業者の強い味方！

マル経融資（小規模事業者
経営改善資金）

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ **東京商工会議所足立支部**
☎ 3881-9200

第5ブロック

江北支部・扇支部合同 税務研修及び会員交流会

令和元年9月13日金／屋形船濱田屋



令和1年9月13日(金)に、江北支部・扇支部合同で税務研修及び会員交流会を、多くの参加者のもと実施しました。

本年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度も実施されることから、研修会は大いに熱が入りました。

その後は、いよいよお待ちかねの交流会、屋形船濱田屋さんの屋形船で開催されました。お座敷と思いきや、椅子・テーブルの洋風スタイルの斬新的な内装でした。出帆時刻が遅れたものの心の準備はもう万全、満を持して乗船したの

ちはあつという間に大盛況、乾杯ののちは美味しい料理とお酒に舌鼓を打ちながら、会員同士で積極的な交流が行われました。一方屋形船は、千住から東京スカイツリーを横目に眺めて浅草、そしてお台場へと隅田川を下り、お台場で約15分間の停泊時間では、夜風と周囲のライトアップが素敵な演出を奏でてくれました。

船は約2時間半の旅を終え足立区に戻り、会員交流会も無事に終わることができました。参加者全員から笑顔と充実感が溢れており、大変有意義な合同税務研修及び会員交流会となりました。(扇支部 伊藤 康之)

第5ブロック

江北支部・扇支部合同 役員税務研修・会員増強出陣式

令和元年9月19日困／西新井法人会館



第1部は税務研修会です。司会は令和より新支部長になりましたわたくし、神林京子です。まずは、齊藤ブロック長、西新井税務署よりご出席いただいた住吉副署長、伊辺

法人課税第一統括官にご挨拶をいただきました。講演会は谷村法人審理上席に令和元年度法人税関係法令の改正概要の中から抜粋して説明をしていただきました。福利厚生・収益事業協力企業の大同生命保険㈱、メットライフ生命保

険㈱、リステージ㈱、協同組合アイ・ネットサービスの方々からの挨拶で第1部は終了いたしました。

第2部は、会員増強出陣式が、各支部ごとで行われました。両支部、話が終わらず少し予定時間をオーバーして終了。

第3部の司会は扇支部総務担当の舟木さんです。挨拶乾杯は本部相談役の小倉さんと和やかに始まり、あつという間に中締めは扇支部長の川名さんで終了しました。

(江北支部 支部長 神林 京子)

格安レンタカー! 配車も可能! マンスリー、短期リースプランもご用意!

足立レンタカー

取扱い車種多数! シーズン中は早めのご予約を!

Tel. 03-5856-9204

長期リースの場合もお気軽に
ご相談ください!

足立レンタカー (東京ユーボス)

〒121-0836 東京都足立区入谷 5-15-13

HP: <http://www.tokyo-upohs.jp/> (東京ユーボス)

楽しみ方いろいろ

各種プラン有

入谷支部

入谷支部日帰り研修旅行

令和元年9月7日(土)／マダム・タッソー東京



令和元年9月7日(土)に入谷支部日帰り研修旅行が開催されました。

いつものように第一集合場所である舎人1号公園北側を經由して、第二集合場所である京北開発(株)様駐車場を午後2時30分に出発しました。

車中では、横矢支部長の挨拶の後、添乗員の方より本日の予定の説明がありました。

車中ではみなさん思い思いにおしゃべりをしながら研修会目的地のマダム・タッソー東京へ向かいました。

流石に世界中にオープンしているマダム・タッソーだけあり、マダム・タッソー東京には見事な蠟人形が多数飾られており本物と見間違ふほどに素晴らしい物でした。マダム・タッソーで記念撮影の後、みなさんお楽しみの東京ドームホテルでの食事会へ向かいました。食事会ではとっても美味しい料理に舌鼓を打ちながら、いつものように和気あいあいと楽しいひと時を過ごすことができました。

午後8時に入谷へ無事帰着し、解散となりました。

(入谷支部 広報委員 浅野 義行)

栗原栄町支部

栗原栄町支部日帰り研修旅行

令和元年7月14日(日)／千葉県立房総の村



7月14日(日)は朝から雨模様で気温は22度でした。こどもを含む24名の参加者はサロン付きバスで出発、岩田支部長の挨拶の後、おやつと飲物が配られ、サロン室はにぎやかになりました。第一の目的地は千葉県立房総の村です。広大な敷地に江戸明治期の武家屋敷、豪農の邸宅、商家の街並みが再現され、当時の生活や仕事が体験できる施設があります。昼食はつくば山水亭でゆったり、会員相互の親睦をはかりました。

ブルーベリー狩は雨天で中止。収穫されたブルーベリーはほんのり甘く、いくらかでも食べられました。最後はアサヒビール工場で新鮮な生ビールで乾杯。帰路は齋藤ブロック長主導のもと、恒例のビンゴ大会です。あちらこちらから、リーチ、ビンゴの声が飛び交い、豪華商品が次々に配られて行きます。18時前に帰着。雨は止んでいます。会員の皆様お疲れさまでした。支部役員の方々ありがとうございました。

(栗原栄町支部 副支部長 島崎 文雄)

加賀鹿浜支部

令和2回目の支部役員会

令和元年8月28日 函／滝野川信用金庫



令和元年8月28日、加賀鹿浜支部役員会を滝野川信用金庫江北支店2階会議室で開催いたしました。

小林支部長より、10月から始まる会員増強月間にあたり、加賀鹿浜支部として今年も役員全員で目標達成するように力を合わせて頑張ってくださいとの言葉をいただきました。

司会是小林和子副支部長で、いつも通り活発な意見を出し合い、大変盛り上がりしました。

懇親会は、古田副支部長のお店の歌広場で、全員参加という団結心が感じられる会合でした。最後まで井上ブロック長も残っていただき楽しい役員会でした。

(加賀鹿浜支部 副支部長 伊藤 博夫)

関原支部

被災地の研修となった

令和元年10月5日 函／千葉県



関原支部の研修は、令和元年10月5日(土)、台風15号被災地の千葉だった。

8月下旬の研修計画は、台風被害など考えられては、当然、いなかった。15号台風被害の報道で、計画の実行が危ぶまれ、通信手段も途切れ現地の状況はつかめない。やっと計画の1週間前に、食事場所さえ変更すれば計画が実行できると分かった。

当日、海ほたるから千葉に入った。木々のなぎ倒されに始まり、しだいにブルーシート屋根が目立った。右車窓から見えるブルーシート屋根に加えて、鏡となった窓

ガラスに左のブルーシート屋根も映る。よく見ると被害を免れた家もある。この違いは何だろう。今後の対策のためにも、この違いを誰か教えてほしい。

食事場所へ向かうバスが、鋸南町を通過するとき、足立保養所も被害を受けたと、保養所利用計画は、すべて中止となったと、バス添乗員が教えてくれた。

気温32度の中、食事は、ガスの炎の熱気も気にならず、魚介類の網焼きで満腹した。帰路にハチミツ工房に寄り、塩気と甘みを体験して日帰り研修は、無事終わった。

(関原支部 広報委員 齋藤 武次)

区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内

●お車
 ■環七江北橋より尾久橋通り北へ約3分
 ■首都高速川口線原大橋 足立入谷より約10分
 ●電車・バス
 ■含人ライナー 西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 ■東武伊勢崎線 西新井駅 西口より
 東武バス 血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

株式会社 日本典礼

西新井会館へのご案内

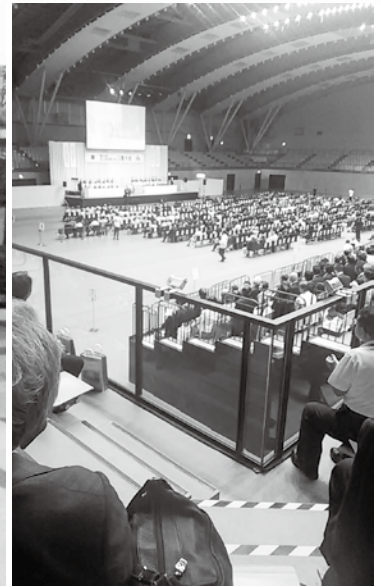
0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

法人会全国大会 三重大会

令和元年10月3日(木)／三重県津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)



令和元年10月3日(木)、全法連主催第36回法人会全国大会が、三重県津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)において開催されました。全国412会、総勢1,724名の方々が参加され、当会から、鈴木会長、鈴木副会長、新藤事務局長を含め、合計4名が出席しました。第一部14時から15時迄「皇室と神宮」との演題で、伊勢神宮広報室広報課長 音羽 悟氏の講演(内容詳細については下記)があり、その後、15時20分から式典が行われ、小林全法連会長の挨拶に始まり、令和2年度

税制改正提言の報告、青年部会租税教育活動の報告に続き、大会宣言が行われ、16時40分に盛況裡終了致しました。

(副会長 金子 俊二)

(余談)

大会会場サオリーナの由来は、女子レスリング吉田沙保里氏が、津市出身であることからつけられたものであるとのこと。

御大礼の主な祭儀と行事

退位礼

4月30日

宮中三殿(賢所・皇霊殿・神殿)に御奉告の後、宮殿松の間に於いて、「退位礼正殿の儀」が行われます。

皇位継承

5月1日

「改元政令」の施行によって元号が改まる五月一日、皇位継承の最初の儀式にあたる「剣璽等承継の儀」が宮殿松の間で行われ、皇位のみしるしとされる「三種の神器」のうち、剣と勾玉、天皇と日本国の印章を受け継ぎます。また、宮中三殿では皇位を継承されたことを御奉告する儀式が行われます。続いて即位後初めて三権の長をはじめ国民の代表とお会いになる「即位後朝見の儀」が行われます。

期日奉告の儀

5月8日

天皇陛下が自ら立纓御冠、黄櫛染御袍のお姿で、宮中三殿に即位礼・大嘗祭の期日を御奉告されます。つづいて、宮殿竹の間において、神宮、初代神武天皇と昭和天皇以前四代天皇の山陵に勅使を発遣される「勅使発遣の儀」が行われます。古くは「由の奉幣」と呼ばれ、神宮でも5月10日に「期日奉告祭」が行われます。

即位礼

10月22日

宮中三殿に御奉告の後、天皇陛下が高御座に、皇后陛下が御帳台に登壇され、即位を宣明される「即位礼正殿の儀」が行われます。中庭には色とりどりの幡が立てられ、威儀の者などが立ち並び、平安時代さながらの威厳に満ちた華々しい儀式です。その後、「祝賀御列の儀」(パレード)や「饗宴の儀」などが行われます。この日、神宮でも「即位礼当日祭」が行われます。

大嘗祭

11月14日・15日

全国を東西に分けて、悠紀田・主基田を定める「斎田点定の儀」や、その斎田より御料を収穫する「斎田拔穂の儀」、大宮処の安寧を祈る「大嘗宮 地鎮祭」など数多くの祭儀を経て、このために建てられた大嘗宮の悠紀殿・主基殿に、天照大御神はじめ天神地祇をお招きし、天皇陛下御自らお祭りを行われる、一代一度、即位後初めての新嘗祭(毎秋、神前に新穀をお供えし、収穫を祝い感謝を捧げる祭)が大嘗祭です。斎田で収穫された米、粟や白酒黒酒などの神饌を奉り、御自らも召し上がることで、神々は更に威力を増され、陛下もその威力をお受けになります。この後、「大饗の儀」として、古にいう「節会」が開かれます。

大嘗祭は約一三〇〇年前、第一回神宮式年遷宮と同じ頃にはじめられました。長い日本の歴史を通して行われてきた、至高至聖の「あえのこと」といわれます。

この祭儀でも、神宮に向けて「勅使発遣の儀」が行われ、神宮でも「大嘗祭当日祭」が行われ、大御饌供進や奉幣の儀が行われます。

御親謁

即位礼、大嘗祭を終えられた天皇皇后両陛下が、御代のはじめに剣璽を伴って神宮を御親謁され、天照大御神に親しく御奉告をなさいます。天皇陛下は立纓御冠、黄櫛染御袍、皇后陛下は五衣に唐衣や裳を重ねられた即位礼と同じお姿で、内宮は石階下まで、外宮は板垣御門前までは御馬車で、その先は御菅蓋のさしかけられる下を、御正殿に進まれ、大床の御拝座にて御奉告されます。このとき、幣帛とともに神宝が奉られます。

会員以外の方でもご参加できます！

税を考える週間講演会

入場
無料



足立区から世界のトップ・ランナーへ

浅井 えり子氏

走り続けて思うこと

■ Profile

肩書： 帝京科学大学客員教授。国際陸連Level1公認コーチ。
日本体育協会陸上競技公認コーチ。

略歴： 東京都足立区出身。

高校から陸上競技を始め、文教大学在学中にマラソンを始める。
実業団に入り、故・佐々木功の元で本格的にマラソンに取り組む。

「時間をかけて、ゆっくりと、長い距離を走るLSD (Long Slow Distance)」を実践し、メキメキと力をつける。84年東京国際女子マラソンで2位入賞を果たし、一躍台頭。以後、86年ソウルアジア大会での金メダルを始め、87年ローマ世界陸上、88年ソウルオリンピックなど数々のビックレースに出場。94年名古屋国際女子マラソンでは34歳で優勝。

フルマラソンの自己ベストは93年名古屋国際女子マラソンの2時間28分22秒。

現在は、各地のレースに参加する傍ら、子供から市民ランナーまでの幅広い層を対象にランニング教室などを行い、LSD理論を広めることに力を注いでいる。

著書：「ゆっくり走れば速くなる」(ランナース社) 他

令和元年 **11/22** 金

午後 5 時 00 分～6 時 30 分 開場 4 時 30 分
開演 5 時 00 分

会場

西新井法人会館 2 階ホール
足立区栗原三丁目 10 番 16 号

主催



一般社団法人西新井法人会研修委員会

TEL

03-3852-2511



※会員以外の方でもご参加できますので、お誘い合わせの上ご来場ください。

※ご注意 駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮ください。

西新井法人会主催の「安心」、「安全」な恋活パーティーイベントです。
初めての方も、一人の方も、安心してご参加いただけます！

ふたりの素敵な
出会いにカンパイ！

婚約の
実績あり

恋活 パーティー

第7回
in西新井
参加者大募集！

令和2年2月29日(土)開催！



会場 西新井大師門前「清水屋」※東武大師線「大師前」駅より徒歩2分

【住所】東京都足立区西新井1-9-11 【ご注意】駐車場はございませんので、お車でお越しの方は近隣のコインパーキングをご利用下さい。

主催日時 2020年2月29日(土)12:30より集合受付、13時開始～15時30分終了

参加費 男性…4,000円、女性…1,000円(ドリンク、食事代を含む)※参加費は当日ご持参頂きます。

募集対象 男性…30歳以上、女性…20歳以上(各20名)※未婚の方に限ります。

申込方法 当会ホームページ「お知らせ欄」から申込用紙をダウンロードの上、FAXでお申し込み下さい。

FAX:03-3852-4795
(西新井法人会 社会貢献委員会 宛)

ドレスコード 男性はジャケットまたはスーツ着用をお願い致します。

応募期間 2020年2月14日迄 ※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

パーティーの
スケジュール

12:30 集合受付 → 13:00 乾杯挨拶 → ステージ1 自己紹介タイム → ステージ2 フリータイム
← ステージ3 カップリングタイム → カップル誕生！ → 15:30 パーティー終了

※スケジュールは変更になる可能性があります。

お問い合わせ 03-3852-2511 (西新井法人会 社会貢献委員会 宛)

未使用タオル 回収協力をお願い



社会貢献委員会
委員長
松崎 顕治



社会貢献委員会では、毎年12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月中旬まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

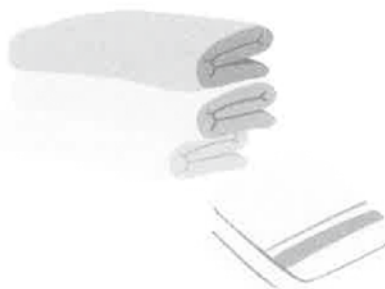
皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行なった上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。

何卒宜しくお願い申し上げます。



未使用タオル



エコキャップ

各種宴会・出張パーティ・お弁当承ります。

株式会社 **さくら**
レストラン



TEL 千住店 3870-4446 FAX 3870-4456

わかばケアセンター
WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク
足立区内に8拠点の安心サポート体制

- 事業所一覧
- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL 03-5809-6202



平成の時代も幕を閉じ令和の時代となりました。

青年部会も新しい顔ぶれとなり鋭意活動中です。

毎年恒例となりました「家族交流会」、今年も8月28日、西新井法人会館にて開催致しました。

お陰様で88名の御参加をいただく事が出来ました。小倉青年部会長のご挨拶・ご発声により開会し、大塚女性部会長から温かいご挨拶をいただき、金子担当副会長には乾杯のご発声をいただきました。

恒例の税金クイズでは、子供達全員が進んで参加しており、真剣に答えを考えているようでした。

またゲームコーナーにおいては、青年部会メンバーにより工夫された催し物が功を奏し、子供達もずいぶん楽しんでいました。

女性部会の皆様によりご披露いただいたフラダンスでは子供達と一緒に踊るなど和やかな雰囲気となり会に花を咲かせてくださいました。

特に盛り上がりを見せるビンゴ大会では、自転車やディズニーチケット、DS等豪華景品を前に、皆さん手に余るほどの景品をGETされていました。(笑)

家族交流会は、私が副部会長就任後初めての担当事業でしたので、新たな試みとしてトップアスリートにご協力をいただき「ダブルダッチ」を皆さんに披露させていただきました。

身近ではないスポーツですが、世界レベルの演技を目の当たりにし、興奮した子供たちが一緒に参加して真剣になって縄を飛んでいたのが凄く印象的でした。

また野口顧問(前青年部会長)には、総評のご挨拶を急なお願いにも関わらずありがとうございました。

最後に青木担当副部会長より締めのご挨拶を頂戴し、今年の家族交流会は無事閉会となりました。

最後になりますが、OB諸兄、女性部会、青年部会、関係各位の皆様、多大なるご協力・ご協賛を賜りまして、心より感謝申し上げます。

皆様のお陰で大成功に終わることができました。

誠にありがとうございました。

来年も皆様のご参加をお待ち申し上げております。

(青年部会 副部会長 遠藤 明德)



小倉青年部会長



大塚女性部会長



金子副会長
(青年部会・女性部会担当)



ダブルダッチ



一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社 のべる出版企画 ☎03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F

<http://www.novelsyuppan.com>

Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべる におまかせください。

さくら観光バス株式会社

～記憶に残る旅のお手伝い～

東京営業所

大型観光バス 8 台保有

- 36 席 × 1 台 夜行移動に最適 !!
- 40 席 × 4 台 少し余裕を持った座席間隔
- 45 席 × 3 台 サロン席ならやっぱりこれ !!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831

東京都足立区舎人 1-21-15

TEL: 03-5647-6139

FAX: 03-5647-6539

E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



女性部会

スマートフォン研修会

令和元年7月4日(金)／西新井法人会館



第1回スマートフォン研修会が法人会館で行われました。
私が始めてスマートフォン（スマホ）を手にしたのは、4年前のiPhone6が発売されて間もない頃、息子がiPhone6に機種変更をしたいばかりに私に話を持ちかけて来ました。「今一緒に同じ機種にすれば教えてあげられるし、設定もしてあげる!」その口車にまんまと乗せられてしまいました。設定などはしてくれましたが、その後態度は一変し、操作の仕方を聞くと「今忙しいから」「これから出かけるからダメ」最後には「そんなことも出来ないの!」と逆ギレされて、自力でさまよいながら今に至る!!

今回2時間もスマホに没頭するのは初めて、しかも時間が足りないぐらいでした。簡単で便利なスマホ。行きたい場所を言えば経路・時間・お店・タクシー全て分かるし、フェイスブック・インスタグラム・ツイッターなどは世界ともつながることも出来る。しかし使い方を間違えると人を傷つけたり、犯罪に巻き込まれたりもします。簡単だけに注意も必要だと改めて思いました。

今回講師をしていただいたヒトノワコーポレーションの田中さんとスタッフの皆さん、企画をしてご尽力いただいた江井さんに感謝申し上げます。とても勉強になりました。

(女性部会 幹事 小林 和子)

女性部会

社会貢献活動

令和元年8月3日(日)／ゆうあいの郷



「ゆうあいの郷」特別養護老人ホームと扇町会共催の納涼祭にお招きいただき、今年で10年目となりました。

夕方とはいえまだ昼間の暑さが残る中、和太鼓と軽快な音楽に乗せて盆踊りが始まりました。フラチームは、日ごろの練習曲「レイナニ」と「カ・ウルベヒ・オケカイ」を披露し、続いて、櫓の上で地元の扇太郎氏作詞作曲の「夕焼けだんだん」「葦立ちあだち」を会場の皆様と合唱しました。

いつも、温かく迎えてくださる扇町会の皆様方とゆうあいの郷の方々に感謝申し上げます。

これからも、施設と地域社会を結ぶ役割を担っていけたらと思います。

(女性部会 幹事 菊池 きみえ)

災害を受けた場合の税務手続等

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

1 申告などの期限の延長について

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

例えば、毎月10日が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、税務署にご相談ください。

2 納税の猶予について

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 所得税の全部又は一部の軽減について

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与、公的年金、報酬などから徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

4 消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例について

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（、又は適用を受けることの必要がなくなった場合）には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（、又は適用をやめること）ができます。

（注）災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。

詳細については西新井税務署まで

TEL 03-3840-1111



西新井税務署からのお知らせ



令和元年分 年末調整等説明会及び 消費税の軽減税率制度説明会の開催のお知らせ

税務署及び区役所では、年末調整のしかた及び法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたしますので、御案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等を御持参の上御来場ください。おって、本年度は、消費税の軽減税率制度説明会についても併せて開催いたします。

記

開 催 日	開 催 時 間		説 明 会 会 場	対 象 地 域 (注)
令和元年 11 月 18 日 (月) 午前の部	用 紙 配 布 年 末 調 整 等 説 明 会	9 時 30 分～10 時 00 分 10 時 00 分～12 時 00 分	足立区栗原 3-10-16	梅島・梅田・興野・栗原・島根・関原
	消費税の軽減税率制度説明会	12 時 00 分～12 時 30 分		
令和元年 11 月 18 日 (月) 午後の部	用 紙 配 布 年 末 調 整 等 説 明 会	13 時 00 分～13 時 30 分 13 時 30 分～15 時 30 分	西新井法人会館 2F ホール	伊興・伊興本町・入谷・入谷町・古千谷・古千谷本町・舎人・舎人町・舎人公園・西伊興・西伊興町・西竹の塚・東伊興
	消費税の軽減税率制度説明会	15 時 30 分～16 時 00 分		
令和元年 11 月 19 日 (火) 午前の部	用 紙 配 布 年 末 調 整 等 説 明 会	9 時 30 分～10 時 00 分 10 時 00 分～12 時 00 分	西新井法人会館 2F ホール	加賀・江北・皿沼・鹿浜・新田・椿・堀之内・谷在家
	消費税の軽減税率制度説明会	12 時 00 分～12 時 30 分		
令和元年 11 月 19 日 (火) 午後の部	用 紙 配 布 年 末 調 整 等 説 明 会	13 時 00 分～13 時 30 分 13 時 30 分～15 時 30 分	西新井法人会館 2F ホール	扇・小台・西新井・西新井栄町・西新井本町・宮城・本木・本木北町・本木西町・本木東町・本木南町
	消費税の軽減税率制度説明会	15 時 30 分～16 時 00 分		

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【注意事項】

- 説明会の開始 30 分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。
※あらかじめ「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等を御記入の上、受付に提出をお願いいたします。
- お車でのご来場はご遠慮ください。

【問合せ先】

◎説明会及び用紙請求など、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお願いします。

○説明会、源泉所得税関係について

西新井税務署 法人課税第 2 部門 (源泉所得税担当) 03-3840-1111 内線 322～324

○説明会、消費税関係について

西新井税務署 法人課税第 1 部門 03-3840-1111 内線 313～316

○用紙請求、法定調書関係について

西新井税務署 管理運営部門 03-3840-1111 内線 224～229

※税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、説明会 (会場案内)、用紙請求 (源泉所得税関係・法定調書関係) については「2」番 (税務署) を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

○用紙請求 (区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収について

足立区役所 区民部 課税課 課税第 1～4 係 03-3880-5111



西新井税務署からのお知らせ



消費税軽減税率制度説明会の開催のお知らせ

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されています。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理などが必要となります。

西新井税務署では、下記のとおり、消費税軽減税率制度の説明会を開催いたしますので、ぜひ説明会に御参加いただき、制度の理解を深めていただきますようお願いいたします。

記

○西新井税務署主催説明会

開催日時		開催場所・定員		留意事項
令和元年11月11日(月)	16:15～17:00	足立区栗原3-10-16 西新井税務署 別棟会議室	40名	事前予約不要です。(先着順) 税務署の駐車場は数に限りがあります。ご来場の際には、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
令和2年1月9日(木)				

○西新井法人会・西新井税務署共催説明会

開催日時		開催場所・定員		留意事項
令和元年12月17日(火)	14:00～14:45	足立区栗原3-10-16 西新井法人会館 2Fホール	40名	決算法人説明会開始前、左記の時間で軽減税率説明会を行います。決算法人説明会の出席対象の方以外の方が参加される場合には、1週間前までに事前予約が必要です。 お車でのご来場はご遠慮ください。
令和2年2月6日(木)				

【上記説明会に関するお問い合わせ先】

西新井税務署 法人課税第1部門 電話 03-3840-1111 内線 313～316
税務署の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

税務関係書類への法人番号記載のお知らせ

法人の税務関係書類には、提出の都度、法人番号の記載が必要です。

※本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

(参考)

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト



www.houjin-bangou.nta.go.jp

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…
その後悪化し、慢性腎不全となり、
永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動
不足などから、糖尿病を発症…
その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、
両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…
作業中にプレス機に挟まれ
両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…
交通事故で脊柱を損傷し
寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約52.5%

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取り扱いとなります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6864-7041

F-2019-1015(2019年8月27日)
19-073024 2021-8

法人事業税の税率が変わります

特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税（所得割・収入割）の税率が変更されます。（付加価値割及び資本割については、税率の変更はありません。）

○税率表

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)			
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	
			不均一課税適用法人の税率(標準税率※1)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率※1)	超過税率
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.65
		所得割	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.3	5.665	5.1
		所得割	年800万円を超え所得軽減税率不適用法人 ※2	7.0	7.48	6.7
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等（農業協同組合、信用金庫等）及び医療法人〕	所得割	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.4
		所得割	年400万円を超え所得軽減税率不適用法人 ※2	4.9	5.23	4.6
		所得割	軽減税率不適用法人 ※2	7.0	7.48	6.7
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割		1.0	1.065	0.9
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人〔資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く）〕	所得割	年400万円以下の所得	(0.4)	0.495	(0.3)
		所得割	年400万円を超え年800万円以下の所得	(0.7)	0.835	(0.5)
		所得割	年800万円を超え所得軽減税率不適用法人 ※2	(1.0)	1.18	(0.7)
	付加価値割	付加価値割		—	1.26	—
		資本割		—	0.525	—
		資本割		—	0.525	—

※1 東京都では、標準税率を超える税率（超過税率）を定めて超過課税を実施していますが、次の法人については不均一課税を行っているため標準税率を適用します。

- ・資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下で、かつ年所得2,500万円以下の普通法人
- ・年所得2,500万円以下の特別法人
- ・資本金の額（又は出資金の額）1億円以下で、かつ年収入金額2億円以下の収入金額を課税標準とする法人

※2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額（又は出資金の額）1,000万円以上の法人をいいます。

※3 () 内の税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税や地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

【お問い合わせ先】 荒川都税事務所法人事業税班 TEL 03-3802-8115

1時間まで 無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一人の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

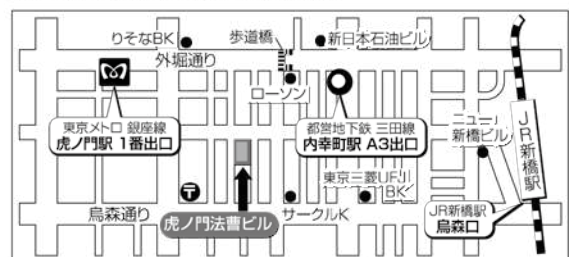
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超過して相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771

高齢 歩行者の死亡事故発生!!

都内では本年、交通事故により、35 名の方が歩行中に亡くなっています。
そのうち **19名** が65 歳以上の高齢者でした。(9 月 2 日現在)

反射材やLEDライトが効果的!

反射材

車やオートバイなどのライト
が当たると、反射して存在を
アピール☆



巻きつける
タイプ



反射シール

LED ライト

ライトがついており、自発的
に光るため、車などの光がな
くても周囲にアピール☆



巻きつける
タイプ



キーホルダー
タイプ

★ 西新井警察署 03-3852-0110 交通課：内線4112

今 あなたの力が必要です 消防団員募集

西新井消防団では、消防団員を大募集しています。

事業所や店舗の従業員が消防団に入ること、社内やお店の防災意識が高まり、災害が発生した場合は適切な対応ができるようになります。

また、女性の活躍できる場もたくさんあり、応急手当などの知識も身に付きます。

西新井消防団はあなたを待っています。



入団資格は3つ!

- ① 年齢 18 歳以上の方
- ② 心身ともに健康な方
- ③ 消防団の区域内に居住、勤務、又は通学している方

入団問合せ先

西新井消防署警防課防災安全係

(電話 03 - 3853 - 0119 内線 320)

消費税軽減税率制度実施後の「区分経理」について

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度実施により、消費税及び地方消費税の税率が複数税率となりましたので、請求書等の作成や記帳方法などに対応が必要となります。

対応が必要となるのは、次の点となります。

- ① 税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う。
- ② 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となる。

軽減税率制度は、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目が含まれている可能性があるため、飲食料品の取扱いが無い事業者の方においても注意が必要です。

従前の請求書等との比較は下表（国税庁HP「よくわかる消費税軽減税率制度」抜粋）のとおりとなりますので、参考にしてください。

なお、この対応は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの取扱いとなっており、令和5年10月1日からは、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっております。



税理士●飯坂 誠司

《制度実施前の請求書等と制度実施後の区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、制度実施前と同様、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に
⑥、⑦の記載がないときは・・・



「⑥軽減税率の対象品目である旨」と「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。
葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家での葬式。
あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。
また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

- 家族・親族様の宿泊施設完備●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
- 霊安室完備(ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

催しものインフォメーション

11月		
日付	内容	場所
5日(火)	第177回定例理事会	法人会館
8日(金)	青年部会役員会	法人会館
14日(木)	財務委員会	法人会館
15日(金)	源泉部会「年末調整説明会」	法人会館
21日(木)	青女40周年記念式典	門前清水屋
22日(金)	研修委員会	法人会館
22日(金)	税を考える週間講演会 講師／浅井えり子氏 演題／走り続けて思うこと	法人会館
28日(木)	広報委員会	法人会館

12月		
日付	内容	場所
11日(水)	青年部会全体会議・交流会	清水屋会議室
17日(火)	決算法人説明会	法人会館
19日(木)	女性部会役員会	法人会館

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

冒頭に軽減税率の説明を行います。
法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
12月17日(火)	14:00～16:30	法人会館
令和2年2月6日(木)	14:00～16:30	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
11月11日(月)	14:00～16:00	法人会館
令和2年1月9日(木)	14:00～16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください※

表紙のことば Vol.256

上高地

表紙の写真は日本の代表的な観光地、上高地です。日本の数ある観光地の中では別格な存在だと思っています。この景観はマイカー規制によって成り立っています。麓の沢渡駐車場からタクシーかバスに乗り換えないと、上高地の中に入れません。沢渡駐車場までマイカーで出かけたとなると、休日など午前8時到着を予定しないと満杯で入れなくなります。私が行く場合、マイカーで午前4時に出発し266kmの距離を、4時間、運転します。午前9時より、大正池あたりから河童橋を目指し、帝国ホテルでちょっと贅沢してバスターミナルまでを周回すると、13,000歩、歩くことになり4時間くらいの観光になります。何とか日帰りで楽しめます。次回は河童橋から明神池を目指します。

(広報委員会 副委員長 永田 一雄)

編集後記

戦国時代の足立区

『戦国足立の三国志』という本を足立区立郷土博物館が刊行しています。戦国時代の足立区域は戦国大名の、後北条氏に従う武蔵千葉氏と、岩付太田氏の家臣である宮城氏と舎人氏の三氏が勢力を張っていました。武蔵千葉氏の城は中曽根城と呼ばれ、現在の中曽根神社にありました。宮城氏は宮城氷川神社あたりに、また、舎人氏は舎人氷川神社のあたり（または舎人宿の周辺）に居館があったろうと推測されています。国府台合戦で、後北条氏と太田氏・里見氏が争い、後北条氏の勝利に終わりました。足立区内にも勝者と敗者が出ることになり、舎人氏は没落し、宮城氏は後北条氏に組み込まれます。その後北条氏は1590年に豊臣秀吉に滅ぼされ、中曽根氏も足立区からその名を消します。

450年前の足立区に思いを馳せる…この冊子は十分にその想像をかきたててくれます。

(鹿浜支部 広報委員 野辺 慎一)

法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。
毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライツマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)
TEL 03(3889)4608～9

第256号
発行

令和元年11月5日
一般社団法人 西新井法人会
足立区栗原三丁目10-16
TEL 03(3852) 2511
<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>
広報委員会

編集
印刷所

株式会社トーコロ
東京都足立区梅島二丁目32-9
TEL 03(3852) 1211



毎日オールナイト営業・年中無休 トーキョージャンボゴルフセンター

<http://www.tokyo-jumbo.co.jp/>

足立区入谷9-26-1
03-3853-0562

Victoria Golf × GOLF PARTNER

10:00~22:00(月~木) ※尚、日曜日は20:00閉店
10:00~23:00(金) (連休の際は最終日のみ20:00閉店)
8:00~22:00(土日祝) 03-3853-8558(ショップ直通)



練習場の2階には、
グリルダイニング クレセント

(大小パーティーなど、ご相談ください)

・ランチタイム 11:30~15:00 (ラストオーダー14:30)
・ディナータイム 17:00~21:00 (ラストオーダー20:30)

※15:00~17:00の時間帯は、カフェのみの営業となります
※土日祝日は1日通し営業となります(11:30~21:00)

03-3896-3839 (レストラン直通)



SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314